

あなたと家族の命を守るために 住宅用火災警報器

設置期限は5月31日です！

消防法の改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器(以下「警報器」)を5月31日までに設置することが義務付けられています。

火災は「目で煙・炎を発見する」「鼻で焦げたにおいを感じる」「耳で火が燃える音を感じる」など、五感により気付くことがほとんどです。しかし、就寝中や何かに集中しているときなどは、火災の早期発見が遅れてしまいます。そのため、音で火災を知らせてくれる警報器を設置することで、早期発見・避難が可能となります。

火災から大切な命を守るため、必ず5月31日までに警報器の設置をお願いします。

▽設置場所 寝室と寝室のある階の階段などの天井または壁(図1)設置場所 図2)取付け時の注意

▽購入場所 消火器と



警報器の一例

警報器の適正な維持管理方法

- 中性洗剤を浸し固く絞った布で軽くふく
- 電池交換を忘れずに(乾電池タイプは音や光で交換時期をお知らせします)
- 1カ月に一度は作動確認を(警報器本体から出るひもを引く、ボタンを押すなど)
- 本体の交換時期の確認を(交換時期は約10年。本体に明記してあるシールを確認するか、「ピー」という音などでお知らせします。詳細は取扱説明書を確認)



警報器取付けサポート 実施中

◇お申し込み、お問い合わせは…
住所・氏名・電話番号を直接または電話・ファクスで予防課(☎231・0968、☎234・7541)へ。

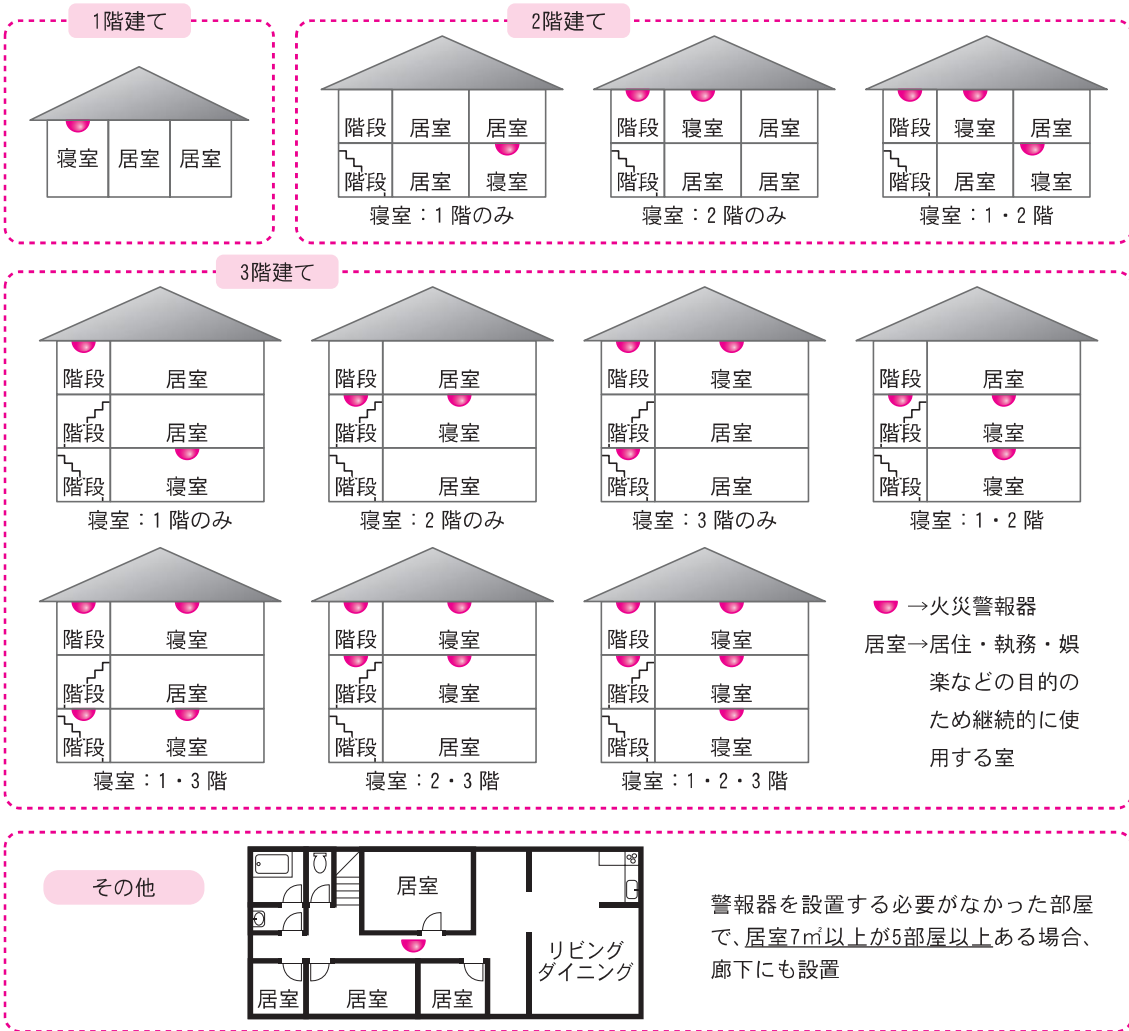
同様に、防災業者・ホームセンター・家電量販店などで取り扱っています。なお、品質保証のための日本消防検定協会の鑑定マーク(NSマーク)が付いているものをご購入して下さい。

警報器の悪質な訪問販売にご注意を

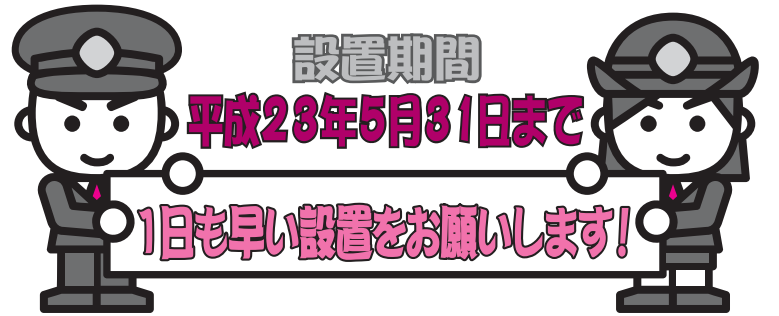
▽対象 市内の自宅に取付けるために電池式の警報器を購入した方
▽費用 無料

市(消防本部)では、警報器の販売・あっせんは一切行っておりません。悪質な訪問販売にご注意ください。

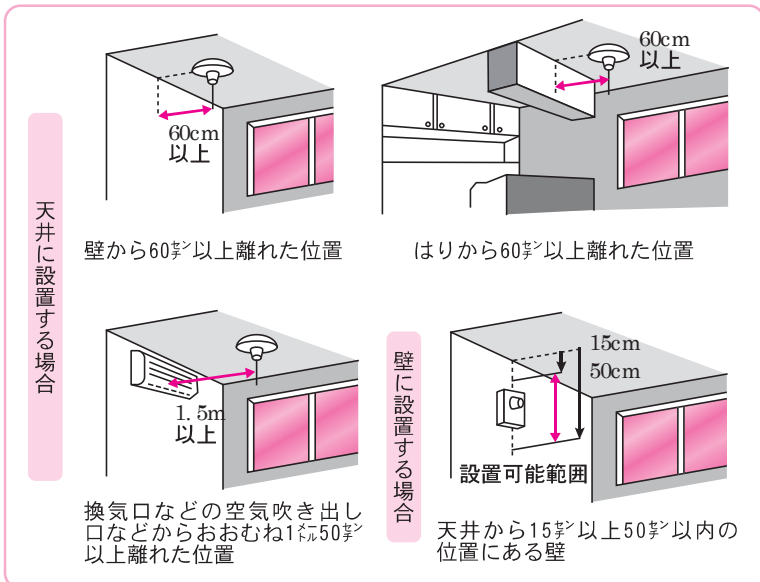
【図1】警報器設置場所



▼警報器の取付けの様子



【図2】警報器取り付け時の注意点



住宅用火災警報器を設置して良かった事例

★就寝中の居住者が警報音で目覚めた！

居住者が、ベッド脇に火のついた蚊取り線香を置いたまま寝てしまい、寝返りをうった際に布団が蚊取り線香に接触して出火。警報器の警報音で目を覚まし、火のついた布団を台所の水道水で消火することができた。

★高齢者が助かった！

高齢者夫婦が住む住宅から出火。隣人が、警報器の警報音に気づき、居住者に知らせ、119番通報を行った。2階建て住宅が全焼し、警報器がなければ発見が遅れ人的被害も考えられた。

★隣人、通行人が警報音に気付いた！

共同住宅で、居住者の留守中に台所から出火。近隣住民が警報器の警報音に気付いて黒煙を確認。建物所有者に119番通報を依頼し、合鍵を使って部屋に入り、消火器で消火した。